

特定非営利活動法人鷹ロコ・ネットワーク大楽
福祉用具専門相談員指定講習 運営規程

第1条 開講目的

適正かつ質の高い福祉用具及び相談サービスを提供する人材の養成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。

第2条 講習の名称

講習の名称は、次のとおりとする。

特定非営利活動法人鷹ロコ・ネットワーク大楽 福祉用具専門相談員指定講習とする。
(以下、本講習とする。)

第3条 事業所の所在地

名称 特定非営利活動法人 鷹ロコ・ネットワーク大楽 (以下当法人とする。)

所在地 〒181-0013

東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 3階

第4条 講習期間

講習期間は厚生労働省所管の求職者支援訓練課程の一環ため、概ね4か月とする。

第5条 講習課程

講習過程は、別紙1「福祉用具専門相談員講習課程」のとおりとする。

第6条 講師氏名

講習を担当する講師は、別紙「福祉用具専門相談員指定講習講師一覧」のとおりとする。

第7条 修了評価の実施方法

(1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。

(2) 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、Cの3区分で評価した上、C以上の評価の受講者を修了基準に達した者として修了認定する。修了基準に達しない場合には、修了基準に達するまで補講等を行うものとする。

認定基準：A=80点以上、 B=60～79点、 C=60点未満

第8条 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い

1. 講習修了の認定について

修了の認定は、第5条に定める全てのカリキュラムを履修し修了評価を行った上、修了認定会議において、基準に達したと認められた者に対して行う。

2. 欠席の場合

(1) 理由の如何にかかわらず、研修開始から5分以上遅刻した場合は、欠席とする。

また、やむを得ず欠席する場合は、必ず「欠席届」を事務局へ提出するものとする。

(2) 講習の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認めた者については、補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講の受講料は第11条2のとおりとする。

第9条 年間の開講時期

平成30年度の講習事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回	平成30年12月～平成31年4月	24名
合 計		24名

第10条 受講手続

受講手続は次のとおりとする。

(1) 受講希望者はハローワークの窓口で受講申し込み手続を行い、受講申込書を当法人に提出する。

(2) 当法人は、選考（面接・筆記試験など）を行い、可否を受講希望者宛に通知する。

(3) 「合格」通知を受け取った受講希望者は、研修開始日の前日までにハローワークに来所し、「就職支援計画」の交付を受ける。

第11条 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

1. 受講料

講習参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み）

（平成30年度）

区分	内訳	金額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	無料	10,484円	一括納入	受講開始日
	テキスト代※	10,484円			

※求職者支援訓練受講にあたり必要となるその他の科目のテキストを含む

2. 補講費用

1時間あたり3,000円とする。

第12条 その他必要な事項

1. 受講の取り消し

次に該当する者は、受講を取り消すことがある。取り消した場合には、すでに納入された受講料は返却しない。

- (1) 学習意欲が著しく低く、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 講習の秩序を乱し、その受講者としての本分・姿勢に反した者

2. 修了証の再発行

修了証明書を紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行する。

再発行手数料は、1,000円とし原則として当法人での手交とする。

3. 苦情窓口

本講習に関する苦情窓口は、当法人理事長林田（電話：0422-24-7500）とする。

4. 個人情報管理

- (1) 当法人は、受講者の個人情報を講習事業目的以外では使用しない。
- (2) 受講者に対して、講習で知り得た個人情報を不正に使用しないよう指導する。

附則

この規程は、平成30年6月20日から施行する。

以上

別紙 1

福祉用具専門相談員講習課程

科目名	時間数
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1)福祉用具の役割	1
(2)福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1)介護保険制度等の考え方と仕組み	2
(2)介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1)からだところの理解	6
(2)リハビリテーション	2
(3)高齢者の日常生活の理解	2
(4)介護技術	4
(5)住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1)福祉用具の特徴	8
(2)福祉用具の活用(演習)	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1)福祉用具の供給の仕組み	2
(2)福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成(演習)	5
7. 修了試験	
修了試験	1
計	51